

環境負荷並びに処理効率及び経費を考慮した
今後のごみ減量の取り組みについて(中間答申)

【案】

令和3年12月〇日

狛江市ごみ半減推進審議会

はじめに

狛江市では、指定収集袋によるごみ有料化や使用済み小型家電リサイクル、ガラス陶磁器の資源化等、ごみの減量や資源化、適正処理を推進している。市民一人当たりのごみ排出量は多摩地域の上位に位置しているが、近年横ばい傾向から上昇に転じている。また、資源化率については横ばい状態が継続している。

平成17年10月実施のごみ有料化から16年が経過する間に、国では容器包装リサイクル法等のリサイクル関連法の改正や令和2年にはレジ袋有料化が実施されたほか、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、市町村に対してこれまでの容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックも一括して収集することを努力目標とした。また、社会を取り巻く状況も、ライフスタイルの多様化、少子高齢化、核家族化等変化している。

現在、狛江市では容器包装等のプラスチック類ごみを焼却し熱回収しているが「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックも分別して一括収集することを求めており、このまま分別収集せずに熱回収で焼却処理することは、同法の企図するところに反するという課題を抱えており、早期の対応が必要である。

こうした状況のもと、狛江市ごみ半減推進審議会（以下「本審議会」という。）は、令和3年2月1日に狛江市長から「環境負荷並びに処理効率及び経費を考慮した今後のごみ減量の取り組みについて」の諮問を受け、「プラスチック類ごみリサイクルに関する取り組み」について審議し中間答申として取りまとめたものである。

令和3年12月

狛江市ごみ半減推進審議会

会長 村上 義則

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみの減量と資源化に係るこれまでの施策

市では、平成17年10月に指定収集袋によるごみ有料化や市民団体等による古紙等の資源回収活動への支援、使用済み小型家電回収ボックスの設置、充電式電池を外せない小型家電の有害ごみでの収集、ガラス陶磁器類分別収集資源化等ごみの減量・資源化を推進するための様々な施策を実施している。

しかし、ごみ有料化から16年が経過し近年はごみ量が横ばい状態で推移しており、更なるごみの減量・資源化を推進するためには新たな取り組みや仕組み作りが必要である。

(2) ごみの減量と資源化の現状

市のごみ排出量は、令和2年度実績において、21,205トン/年（集団回収と事業系を含む。）、市民一人1日当たりの排出量では、665.9g/人・日※となり、多摩地域平均の697.5g/人・日※を下回り上位に属している。ごみの有料化後にはごみの減量意識が働き、排出量が大きく減少したが、近年は横ばい傾向となっている。

ごみの資源化率は、令和2年度実績で37.3%と多摩地域の平均37.9%を下回っている状況である。多摩地域26市でプラスチックの分別収集及び資源化を行っていないのはあきる野市、稲城市、狛江市の3市のみとなっており、共に資源化率は多摩地域の平均を下回っている。

※令和3年8月発行 東京市町村自治調査会 多摩地域ごみ実態調査2020(令和2)年度統計

(3) ごみの減量と資源化の数値目標

令和2年度に策定した狛江市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、令和12年度までに市民一人1日当たりのごみ排出量を609gとしており、計画の目標を達成するためには、ごみ処理に関する市民等の意識を高めながら、より一層の減量行動に取り組む必要がある。

2 プラスチック類ごみに関する今後の取り組みについて

(1) 基本方針

本審議会では、諮問事項のうち「プラスチック類ごみリサイクルに関する取り組み」について審議を行い、今後の審議を進める上での審議会の基本的な考え方をとりまとめたので、次のとおり中間答申を行う。

容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括しての分別収集は、温室効果ガスの削減やごみの減量、資源化の促進等、循環型社会の形成に有効な手段と考えられることと「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において市町村に対して分別収集を努力目標とされていることから、早期に取り組むべきである。収集にあたっては、収集運搬、異物取り除き分別作業、梱包圧縮に多額の経費を要することと、無料または、可燃ごみ・不燃ごみを下回る価格設定にすることで、不適物が混入することも考えられる。そのため、資源物としての扱いではなく、新たにプラスチック類ごみとして区分を設定し、有料指定収集袋による実施が望ましい。

また、施策の導入に際しては、市民の理解と協力を得られるよう、分別しやすく、費用対効果を踏まえた制度とし、その背景や必要性、制度内容について十分な周知と丁寧な説明を行うように努められたい。

(2) 基本方針に基づく今後の取り組み

以下については、プラスチック類ごみの今後の取り組み内容について意見する。

① プラスチック類ごみの新たな分別収集・資源化

現在は可燃ごみとして処理しているレジ袋等のプラスチック製包装類と不燃ごみとして処理している長さ50cm未満のプラスチック製品を新たに「プラスチック類ごみ」として分別収集することは、プラスチックのリサイクルを進め資源化率の向上を図るとともに、熱回収のために焼却することで排出される温室効果ガスを削減する上で必要な施策である。分別収集に当たっては、容器包装プラスチックのレトルトパック等の汚れた容器包装プラスチックが混入することにより、きれいなプラスチックが

汚れ資源化を妨げることをないように、専用の指定収集袋には分別収集に係るコストを適切に反映させるとともに、可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋の価格を下回ることのない価格設定とするよう検討願いたい。また、経費が最小限となるよう実施方法について検討願いたい。

②分別ルールの変更に伴う市民周知

新たな分別区分が市民に定着するには、市民の理解と協力が不可欠である。このため、市においては、新たな分別ルールの周知とあわせて制度導入の背景や目的、費用とその効果について分かりやすく説明するよう努められたい。

(3) 検討課題

今回の中間答申ではプラスチック類ごみを審議の対象としたが、廃棄物全般の減量・資源化の推進につながる取り組みが必要である。

また、分かりやすい分別の周知に取り組むことで資源化率が向上するのではないか、現行の焼却による熱回収と比較して多額の費用を要することから分別収集と資源化の取り組みについて疑問視する意見があった。

審議会においては、廃棄物減量推進につながる市民的な取り組みと効率的な廃棄物処理方法について引き続き審議する必要があるものと考えており、市においても調査研究を進められたい。

おわりに

本審議会では、諮問事項のうち「プラスチック類ごみリサイクルに関する取り組み」について審議を行い、中間答申としてまとめたものであり、今回の中間答申の対象としていない諮問事項については引き続き審議を重ねることとする。

市においては、本中間答申の趣旨や内容を十分に尊重され、ごみの減量・資源化への取り組みの新たな段階になったことを踏まえて、循環型社会の形成に向けた更なる取り組みを期待する。